衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第 217 回国会】令和７年３月 14 日（金）、第７回の委員会が開かれました。

１　政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志君外９名提出、第 216 回国会衆法第 10 号）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（小泉進次郎君外５名提出、衆法第４号）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（小泉進次郎君外５名提出、衆法第５号）
政治資金規正法の一部を改正する法律案（青柳仁士君外１名提出、衆法第 14 号）
・各案について、提出者小泉進次郎君（自民）、塩崎彰久君（自民）、長谷川淳二君（自民）、井坂信彦君（立憲）、大串博志君（立憲）、奥野総一郎君（立憲）、本庄知史君（立憲）、青柳仁士君（維新）及び緒方林太郎君（有志）並びに岩尾内閣法制局長官、政府参考人及び衆議院法制局当局に対し質疑を行いました。
（質疑者）広瀬建君（自民）、坂本竜太郎君（自民）、源馬謙太郎君（立憲）、斎藤アレックス君（維新）、森ようすけ君（国民）、山口良治君（公明）、高井崇志君（れ新）、塩川鉄也君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

広瀬建君（自民）

（１）　立憲民主党及び日本維新の会の過去 10 年間における企業・団体献金及び政治資金パーティー開催の実態
（２）　衆法第 14 号において政治団体のする寄附を禁止しなかった背景

坂本竜太郎君（自民）

（１）　企業・団体献金を全面禁止することについての第 216 回国会衆法第 10 号提出者（立憲）及び衆法第 14 号提出者の考え
（２）　衆法第 14 号
ア　企業・団体による寄附は全面禁止する一方で政治団体のする寄附については禁止しないこととしたことについての法律案提出者の考え
イ　政治団体のする寄附に 1,000 万円の上限を設けたとしても、一の者が複数の政治団体を立ち上げて各団体から寄附を行うことにより、まとまった金額の寄附が可能であるとの指摘に対する法律案提出者の見解
（３）　国会議員関係政治団体以外の政治団体に係る１件５万円未満の支出については収支報告書への明細の記載が義務付けられていない現状では、政党・政治資金団体以外の政治団体からの支出が増加すると、政治資金の透明性が低下しかねないという懸念に対する担保の方策についての第 216 回国会衆法第 10 号提出者（立憲）の見解

源馬謙太郎君（立憲）

（１）　石破内閣総理大臣による当選１回の自由民主党所属衆議院議員への 10 万円商品券配付問題
ア　10 万円の商品券を食事会の土産として渡すことが社会通念上国民に理解を得られるか否かについての法律案提出者小泉進次郎議員の見解
イ　石破内閣総理大臣の説明に納得しているか否かについての法律案提出者小泉進次郎議員への確認
（２）　衆法第４号の立法目的
（３）　企業・団体献金

ア　企業・団体献金を受領して当該企業・団体の利益になるように政策を誘導すること又は政治活動を行うことを悪であると考えるか否かについての法律案提出者小泉進次郎議員への確認

イ　秋本真利元衆議院議員への再生可能エネルギー事業者からの献金と政策

ａ　秋本元議員が多額の献金をした事業者に有利な質問を国会で行い、既に開始していた入札における事業者の評価基準が変更されたとされる事件は、企業・団体献金などにより政策がゆがめられたと言えるとの指摘についての法律案提出者小泉進次郎議員の見解

ｂ　企業・団体献金により政策がゆがめられたという疑念を生じさせない唯一の方法は、企業・団体献金をやめることだという意見に対する法律案提出者小泉進次郎君の見解

ｃ　これまでに自由民主党が企業・団体献金を受けたことで政策がゆがめられたことは一切ないと断言できるか否かについての法律案提出者小泉進次郎議員への確認

（４）　第 216 回国会衆法第 10 号

ア　同法律案には労働組合による組合員の政治団体への強制加入、給料から天引きした会費での政治献金や政治資金パーティー券購入などの抜け穴があるという指摘についての法律案提出者の見解

イ　企業が雇用関係を利用したり、会費相当額を補塡することを約束するなどして、従業員を政治団体に加入させ、当該政治団体が政治献金や政治資金パーティー券購入を行うことが可能か否かについての法律案提出者の見解

ウ　アの指摘が当たらないことの確認

（５）　企業・団体献金の禁止及び政治団体のする寄附の禁止が憲法違反か否かについての衆議院法制局の見解

斎藤アレックス君（維新）

（１）　自由民主党が１年間に受領している企業・団体献金の金額及び自由民主党所属国会議員が１年間に開催する政治資金パーティーにおける企業・団体によるパーティー券の購入総額

（２）　自由民主党所属国会議員が開催する政治資金パーティーにおけるパーティー券の売上げのうち企業・団体による購入額を調査する予定の有無

（３）　代議士としての活動のために政党交付金及び調査研究広報滞在費以外で必要と考える企業・団体献金の金額についての法律案提出者（自民）の見解

（４）　石破自由民主党総裁による当選１回の同党所属衆議院議員への 10 万円商品券配付問題についての法律案提出者小泉進次郎議員の受け止め

（５）　第 216 回国会衆法第 10 号

ア　法案の内容をより制限が厳しいものにする考えの有無についての法律案提出者（立憲）への確認

イ　総枠制限を設けたとしても企業や労働組合が職員や構成員に対して個人寄附や政治資金パーティー券の購入を強要することが横行しうるという批判に対する法律案提出者（立憲）の見解

森ようすけ君（国民）

（１）　第 216 回国会衆法第 10 号

ア　総枠制限を設けていない理由

イ　その他の政治団体間の寄附の上限額を 3,000 万円と設定した理由

ウ　その他の政治団体間における個別制限の引下げのみでは実効性は弱いと考えることに対する見解

（２）　衆法第 14 号について、政治団体のする寄附に総枠制限を設けたとしても複数の政治団体を新設し各団体から寄附する抜け道が存在し、実効性は弱いと考えることに対する法律案提出者の見解

（３）　政治資金の流れの全体像を明確にし徹底的に透明性を高めるため、出し手の規制の強化と併せて受け手の規制をすべきとの提案についての法律案提出者（立憲及び維新）の見解

山口良治君（公明）

（１）　第 216 回国会衆法第 10 号
　ア　企業・団体献金の禁止対象から政治団体のする寄附を除き例外扱いとしている理由
　イ　企業・団体献金の禁止は、結果的に迂回献金を生み政治資金規正法の目的を形骸化させる可能性があるとの指摘に対する法律案提出者の見解
（２）　日本維新の会が企業・団体献金の全面禁止を主張していたにもかかわらず、衆法第 14 号では政治団体のする寄附を例外扱いとした経緯及び根拠並びに政治団体のする寄附の総枠制限の上限を年間 1,000 万円とした理由
（３）　企業・団体の政治活動の自由は否定しないが、企業・団体による献金は政治活動の自由の限度を超えているという認識か否か、企業・団体の政治活動の自由の保障についての解釈及び企業・団体献金が政策をゆがめるか否かを判断する明確な基準についての第 216 回国会衆法第 10 号提出者（立憲）及び衆法第 14 号提出者の見解
（４）　第 216 回国会衆法第 10 号における雇用関係の不当利用に該当するか否かのチェック主体、判断基準及び不当と判断された場合の対応についての法律案提出者（立憲）の見解

高井崇志君（れ新）

（１）　令和７年３月 12 日の本委員会における小泉進次郎委員のいわゆる裏金問題と企業・団体献金の禁止は別問題であるという発言は自由民主党の公式見解か否かについての法律案提出者小泉進次郎議員への確認
（２）　いわゆる裏金問題と企業・団体献金の禁止は別問題であるという考え及び本委員会でまず裏金問題の真相究明を行うべきとの考えに対する法律案提出者（立憲、維新及び有志）の見解
（３）　政治団体のする寄附の禁止は憲法違反の疑いがあるか否かについての内閣法制局の見解
（４）　企業・団体献金の禁止について、内閣法制局がどのような場合に憲法違反に当たるかを検討、整理し公表すべきとの考えに対する内閣法制局の見解
（５）　衆法第 14 号により、企業や労働組合による献金を行うための隠れみのとなる政治団体の設立の防止が可能か否かについての法律案提出者の見解
（６）　金のかからない選挙の仕組み、政党交付金の野党への傾斜配分並びに供託金の廃止及び減額を各党内で検討することの要望に対する法律案提出者（自民、立憲、維新及び有志）の見解

塩川鉄也君（共産）

（１）　石破内閣総理大臣による当選１回の自由民主党所属衆議院議員への 10 万円商品券配付問題
　ア　政治活動に関する寄附ではないとする石破内閣総理大臣の説明についての法律案提出者（自民）の受け止め
　イ　国民の理解を得られると考えるかについての法律案提出者（自民）の見解
　ウ　商品券を受領した本委員会所属の議員は率先して事実関係を明らかにすることが求められるという考えについての法律案提出者小泉進次郎議員の見解
（２）　衆法第４号
　ア　公表から３年間で収支報告書及びそれに係るデータベースは廃棄、削除されるかについての確認
　イ　総務大臣による対象寄附関連事項の公表の具体的形式
　ウ　収支報告書の要旨の公表の際に総務省が作成している報道資料の内容
　エ　対象寄附関連事項の公表が令和６年法律第 64 号により廃止される収支報告書の要旨の公表の代替となるかについての法律案提出者の見解
　オ　公開強化のために収支報告書の要旨の公表の廃止を見直すべきとの考えについての法律案提出者

の見解

カ　対象寄附関連事項の公表が公開強化にならないのは明白であると考えることについての法律案提出者の見解

福島伸享君（有志）

（１）　個人献金と企業・団体献金のバランスを取ることの意味及び企業・団体献金を受領することの政治上の利点についての法律案提出者（自民）の見解

（２）　自由民主党が企業・団体献金の廃止に反対するのは地元の政治活動費の調達に支障が出るためであるという考えについての法律案提出者（自民）の見解

（３）　衆法第５号の第２条第２項の改正条文中「十分に留意しなければならない」について、どのようなことをした場合に留意したと言えるかについての法律案提出者の見解

（４）　野党案をまとめるための方策に係る有志の会としての立場についての第 216 回国会衆法第 10 号提出者（有志）の見解

（５）　雇用関係の不当利用等による寄附等の制限規定

ア　第 216 回国会衆法第 10 号及び衆法第 14 号において同規定違反に対する罰則規定がない理由及び実効性の担保の方法

イ　団体の役職員又は構成員による政治資金監視委員会への申立てやそれに基づく同委員会による調査、命令等を経た上で罰則を適用するという提案についての法律案提出者（立憲及び維新）の見解